# 三朝町森林整備計画

自 令和6年 4月 1日 計画期間 至 令和16年 3月31日

樹立年月日 令和6年 3月15日

鳥取県三朝町

# 目 次

Ι	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
	<b>1</b>
1	
2	
3	森林施業の合理化に関する基本方針
п	森林の整備に関する事項
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く) 6
1	樹種別の立木の標準伐期齢
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法
3	その他必要な事項
第2	造林に関する事項 9
1	人工造林に関する事項
2	天然更新に関する事項
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
5	その他必要な事項
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法
	その他間伐及び保育の基準13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
2	保育の種類別の標準的な方法
3	その他必要な事項
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 15
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内
	及び当該区域における施業の方法
3	その他必要な事項
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
	19
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項 :	2 0
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
		2 1
1		
2		
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項 2	2 4
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ш	森林の保護に関する事項	
第 1	鳥獣害の防止に関する事項2	6
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1		7
2		
3		
4		
5		
3	くいに必必みで予究	

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

5 その他必要な事項

# Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

# V その他森林の整備のために必要な事項

----- 30

---- 29

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

# ■付属資料

【別表1】【別表2】

期間内に間伐をすべき森林

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

# 1 森林の整備の現状と課題

#### (1)自然的条件

本町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、中国山地の麓、日本海にそそぐ天神川の源にあり、南西に津黒山(1117m)、南に人形仙(1004m)、南東に三国山(1213m)など1000mを超える山々がそびえるなか、そのすそ野に東西24km、南北19kmの広がりを持ち、総面積は233.52km²で大阪市より少し広い面積を有しています。

町は、東は鳥取市に接し、西は倉吉市、北は東伯郡湯梨浜町、そして南一体は、中国山地を境として岡山県苫田郡鏡野町や真庭市に接し、三朝地区を中心に小鹿、三徳、旭、竹田の5つの地区で構成されます。

気候は、日本海型に属し、梅雨期・台風期の降雨とともに冬期には北西の季節風による 降水量が多く、山間部では1mを超える積雪となります。

# (2)森林・林業の現状と課題

本町の林野面積は、20,841haで総土地面積の89.5%を占めています。 その内訳は民有林が16,571ha(79.5%)、国有林が4,270ha(20.5%)です。民有林のうちスギ・ヒノキ等の人工林は9,454haで、人工林率は57. 1%と県平均(54.6%)とほぼ同じです。

民有林で、特に間伐等の手入れが必要な35年生以上(7齢級)以下の人工林は15.8%にとどまっており、新植が極めて少ないことから、今後も減少し続けるものと思われます。一方、標準伐期齢(8齢級)以上の人工林は全体の84.2に達しており、森林施業においては、これまでの間伐等に加え、伐期に達した人工林の伐採・搬出利用が益々重要なテーマとなってきます。

このため人工林からの木材生産を促進するため、集約化した団地づくりとともに、林道・ 作業道の整備、高性能林業機械の導入により低コスト林業の推進が求められています。

また、天然林の面積は6,689ha、蓄積量は769千㎡(1ha当たり115㎡) となっています。近年、コナラ・ミズナラ等のナラ類を中心に、カシノナガキクイムシに よるナラ枯れの被害が拡大しており、被害を受ける前に伐採利用・萌芽更新を行うなど駆 除一辺倒の対策から積極的な利用による対策も必要とされています。

また、竹林(モウソウチク)が里山の人工林や天然林、耕作放棄地等に拡大しており、 造林地等での除伐・駆除、竹林皆伐によるクヌギ等の造林推進、タケノコ栽培林化による 竹林の適正管理の推進が必要とされています。

このように、本町の森林は様々な課題を抱えていますが、中部を代表する林業の町として、広大な森林資源を有効活用し、新たな雇用の創出や産業の育成など「林業の町・三朝町」としての発展が望まれています。

地域別の課題としては、以下のような点が挙げられます。

小鹿地区は、天然性の広葉樹林が小鹿川沿いに広く樹生し、その上流は名勝「小鹿渓」として知られ、新緑や紅葉の時季には県内外から多くの観光客が訪れます。また、この地区には国有林も多く、林道小鹿線を幹線とした作業道等の整備を進めながら、適正な保育、間伐を推進することが重要です。

三徳地区は、天然性の広葉樹林が広く分布し、特に三徳山周辺は、国の重要文化財である国宝「投入堂」を始め、歴史的・文化的に貴重な文化遺産が点在しており、世界遺産登録に向けた取り組みが行われるなか、それらと自然環境に優れた森林を有機的に結びつけて、森林とのふれあいの場として活用することが期待されています。

三朝地区は、町の中心部であり、ラジウム含有量世界屈指の「三朝温泉」が位置します。 平地部には、住宅・公共施設・病院・旅館などが密集しており、地区の山林に分布する松 林では、松くい虫被害により枯損した松が多く見られ、景観上の観点から伐採を促進する など、観光的視点から広葉樹林や竹林を含めた一体的な森林整備が必要です。

旭地区は、一級河川天神川水系加茂川地域(中の谷)と天神川地域に分けられます。前記の地域は本町の特産品のひとつであるシイタケの栽培が盛んな地域ですが、栽培林家の高齢化などで減少傾向が続いています。品質の高い原木栽培を再興するため、松くい虫被害林の樹種転換など、森林整備による原木とほだ場の確保や意欲ある栽培林家の育成が求められます。

また、後記の地域では、平成14年度から基幹林道・若桜江府線三朝区間(小河内~曹源寺)7.2 kmの開設工事が開始され、平成30年度の開通を目指し工事が進められています。本線を幹線とする路網整備を推進するなど、地域林業の振興に大きな期待が寄せられています。

竹田地区は、昭和30年前半から人工造林が盛んで、齢級構成も他の地区に比べて高く、 伐期を迎える林分も多く存在することから、間伐により生じる素材などの有効活用を図り つつ、林業生産活動による適切な森林整備を推進することが重要です。また、町行造林地 の50%近くが本地区に位置しており、幹線からの路網整備が重要な課題となっています。

# 2 森林整備の基本方針

#### (1)地域の目指すべき森林資源の姿

本町の森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能別に①木材等生産機能維持増進森林、②水源かん養機能維持増進森林、③山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、④快適環境形成機能維持増進森林、⑤保健機能維持増進森林の7つのゾーンを設定し、それぞれに望ましい森林資源の姿を定めその維持増進を図ります。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の
	良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切
	に整備されている森林。
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に
	富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応
	じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下
/土壤保全機能	層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れ
	た森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森
	林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、
	潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が
	高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーショ	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からな
ン機能	り、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、渓谷
	等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャン
	プ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森
	林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成
	している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備され
	ている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるもの
	を示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林。陸
	域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する河畔林等、その土地固
	有の生物群集を構成する森林。

- 注1:森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
- 注2:これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについて は二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性の ない機能であることに留意する必要がある。

# (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(1) の地域の目指すべき森林資源の姿を実現するため、森林機能区分ごとに森林整備の基本的な考え方及び推進方策を定めます。

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森

	林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させる
	ための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。施業の集約化や機械化
	を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。
水源かん養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・
	間伐を促進しつつ、下層植生を発達させる施業を基本とすると共に、伐
	採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。
	また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進
	することとする。ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機
	能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する
	ことを基本とする。
山地災害防止機能	災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した
/土壤保全機能	上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高
	齢級の森林への誘導を推進することとする。また、立地条件や町民の二
	ーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に
	近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防
	備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を
	推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場
	合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気
	の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増
	進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の
	保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役
	割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーショ	町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ
ン機能	等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することと
	する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する
	こととする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。ま
	た、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進すること
	とする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域
	にまたがり特有の生物が成育・生息する河畔林などの属地的に機能の発
	揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る
	森林として保全する。

このように森林機能が持つ役割を最大限引き出すことを目指した施業を推進していきます。加えて、各地域が持つ特色を考慮し、地域に合った施業で、適切な森林整備を進めます。

#### (a) 小鹿地区

急傾斜地が多いため、間伐の推進及び長伐期施業・複層林施業の推進

#### (b) 三徳地区

特定広葉樹の育成や枯損した松林の伐採、ナラ枯れ対策、竹林整備などを通じて景観的見 地からの森林整備を推進

#### (c) 三朝地区

残された里山林を保全するとともに、特定広葉樹の育成や枯損した松林の伐採、竹林整備などを推進し、景観的見地からの森林整備を推進

#### (d) 旭地区

成熟しつつあるスギ・ヒノキの人工林資源を有効活用するため、作業路網の整備、間伐を 中心とする計画的かつ効率的な伐採の推進。また、シイタケ原木の計画的な供給を推進する ための天然更新の推進

# (e) 竹田地区

成熟しつつあるスギ・ヒノキの人工林資源を有効活用するため、作業路網の整備、間伐を 中心とする計画的かつ効率的な伐採の推進

# 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、 森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森 林経営の受委託等を促進する。

また、航空レーザー測量等のリモートセンシングによる高度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進による森林経営の効率化、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成及び林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

# Ⅱ 森林の整備に関する事項

# 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

これは、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標である。ただし、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。なお、長伐期施業を行う場合の伐採林齢は標準伐期齢の2倍程度以上を目標とすること。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
標準伐期齢	40 年	45 年	35 年	45 年	10年	20 年

注)マツとはアカマツ及びクロマツをいう。

# 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付林整備第1157号林野庁長官通知)、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」(令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知)を踏まえて森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

#### (1) 皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の

規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

皆伐の時期については、標準伐期齢を超えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮の調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に 準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場 合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。人工林 の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

樹種	生産目標	期待径級(cm)
	心持ち柱材	18
スギ	一般建築材	26
	造作材	34
	心持ち柱材	18
ヒノキ	一般建築材	26
	造作材	34
マッ	一般材	18
¥ )	梁 桁 材	28

# (2) 択伐

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし、伐採率は30パーセント以下(伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40パーセント以下)を基準とすること。

#### 3 その他必要な事項

#### (1) 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢は、生育途上にある立木が当該年齢に達するまでは、主伐を見合わせることにより、森林生産力の有効な利用を図るための指標であり、制限林で伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けている森林以外の

森林に適用されるが、森林生産力の阻害を防止する観点から、連年成長量が最大となる年齢を基準として、原則として5の倍数をもって次表のとおり定めるものとする。

	樹	種	
スギ	ヒノキ	マッ	その他 針葉樹
20 年	25 年	20 年	25 年

# (2) 老齢林であるなどの理由により伐採を促進すべき林分

制限林、特用林、自家用林、試験研究の目的に供している森林以外で、老齢林等のための 風害、病虫害等の被害を受けているもの又は受けやすいものであって、地理的条件からみて 伐採が容易なものについて定めるものとする。

# (3) 竹林の伐採について

近年、放置された荒廃竹林が増大し、保水能力や土砂崩壊防止機能の低下、周辺森林の 駆逐など、生活面や環境面に悪影響を及ぼしていることから、竹林の整備に積極的に取り組 みます。また、伐採した竹材については「竹チップ」への加工や「竹炭」の製造など、加え てタケノコの活用など森林資源の有効活用を推進します。

# 第2 造林に関する事項

# 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮 の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、 将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

# (1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとすること。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。)の導入に努めること。

針葉樹	広葉樹
スギ、ヒノキ、マツ等	クヌギ、コナラ等

# (2) 人工造林の標準的な方法に関する指針

# ア 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系、間伐の経済性を勘案して定める。ただし、小径木の間伐収入が見込めない地域または初期成長の優れた品種の植栽においては疎仕立てを検討するものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合や、コウヨウザン、センダン等の主要樹種以外の樹種や少花粉スギ等の新たな品種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市町の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとすること。

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ ヒノキ マツ	中仕立て	3,000
クヌギ コナラ等	疎仕立て	1, 500

#### イ その他人工造林の方法

区分	標 準 的 な 方 法
	植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採
 地拵えの方法	木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。
地滑んの方伝	急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積
	みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。
	苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにお
	いては、苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗
	木の生長が終わる頃に行う。ただし、コンテナ苗を使用する場
植付けの方法	合は、この限りではない。
恒刊りの分伝	気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法を勘案して
	定めるとともに、適期に植え付けるものとする。
	また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、
	低密度植栽の導入に努めることとする。
樹下植栽の	複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、「人
	工造林の植栽本数」において定めた本数に下層木以外の立木の
標準的方法	伐採率を乗じた本数以上を植栽する。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあっては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を目安として、天然力を活用した更新を推進する。

# 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られるよう森林において行うこととする。

# (1) 天然更新の対象樹種

スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツクリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、ト チノキ、モミジ、カエデ類等、高木性の樹種

#### (2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

#### 天然下種更新

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起こしを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行う。

# ぼう芽更新

ぼう芽の優劣が明らかとなる  $3\cdot 4$  年目ごろに、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数  $3\sim 4$  本を目安として、ぼう芽整理を行う。

# 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クロ	「天然更新完了基準」(平成 19 年 6 月 18 日付第
マツ	200700047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知)
クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、	に定める期待成立本数による。
ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・	
カエデ類等、高木性の樹種	

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害され
地表処理	ている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子
	の定着及び発育の促進を図る。
	天然幼稚樹の生育が笹等の下層植生によって阻害されてい
刈出し	る箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の周囲を刈
	り払い幼稚樹の生長の促進を図る。
植込み	天然下層更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営
他及み	目標等に適した樹種を選定して植え込みを行う。
	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により
芽かき	必要に応じて優良芽を1株あたり2~3本残すものとし、それ
	以外を掻き取る。

# ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」(平成 19 年 6 月 18 日付第 20070047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知)を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

# (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を経過した時点で、更新の完了基準に基づき、県又は町による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合は、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い、確実な更新が図られるよう努める。

# 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方 や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期 待できない森林について、植栽により適確な更新を確得することとする。

# (2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし

# 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

#### (1)造林の対象樹種

#### ア 人工造林の場合

針葉樹	広葉樹
スギ、ヒノキ、マツ等	クヌギ、コナラ等

#### イ 天然更新の場合

スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツクリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、ト チノキ、モミジ、カエデ類等、高木性の樹種

#### (2) 生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新する。

# 5 その他必要な事項

# 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

# 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉がお互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し(樹冠粗密度が 10 分の 8 以上になること)、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間 伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施 状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意する。

高齢級間伐(7齢級以上の間伐)について、既往の長伐期施業(大径材)だけでなく、保 育の遅れた森林について、積極的に実施する。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で 10 年、標準伐期齢以上で 15 年、ヒノキの標準伐期齢未満で 10 年、標準伐期齢以上で 20 年とする。

樹種	施業体系		間伐時		間伐の方法	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	旭未平尔	初回	2回目	3回目	4回目	間以のガ伝
	大径材	15~20	25~30	35~45	50~60	原則としてスギ林
スギ	一般材	15~20	25~35			分密度管理図を利
	刊文7约					用する。
	大径材	15~20	25~30	40~50	60~70	原則としてヒノキ
ヒノキ	一般材	15~20	25~35			林分密度管理図を
	州文作					利用する。

(注) ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

# 2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、 既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

樹種	保育の										実	旄	ti,	林		齢			
倒 俚	種 類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16~20	21~25	26~30
	下刈り	0	0	0	0	$\circ$	$\triangle$	$\triangle$	Δ	$\triangle$	$\triangle$								
- La	つる切り							$\leftarrow$	$\triangle$	$\rightarrow$		$\uparrow$	$\triangle$	$\rightarrow$					
スギヒノキ	除伐									$\leftarrow$	0	$\rightarrow$			$\downarrow$	$\triangle$	$\rightarrow$		
レノヤ	雪起こし	←					Δ									$\rightarrow$			
	枝打ち											$\leftarrow$		0		$\rightarrow$	<b>←</b>	Δ	$\rightarrow$

<sup>(</sup>注) △は必要に応じて実行する。→は範囲を示す。

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図る。

# 3 その他必要な事項

# 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

# 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法を定める。

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、原則として、①水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源かん養機能維持増進森林)、②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)、③快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(快適環境機能維持増進森林)、④保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(保健機能維持増進森林)と定める。

区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにゾーニングする。

# (1) 水源かん養機能維持増進森林

(水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)

#### ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要な渓流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林を設定(別表1のとおり)する。

# イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林(別表2のとおり)として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上とし、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

「森林施業の方法」で定める伐期齢の下限は、下記を参考とする。

伐期齢の下限(標準+10年)

			樹	種		
区域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
水源かん 養機能維 持増進森 林	50 年	55 年	45 年	55 年	20 年	30 年

#### (2) 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

(土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林)

#### 快適環境機能維持増進森林

(快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)

#### 保健機能維持増進森林

(保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林)

#### ア 区域の設定

#### ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林や砂防指定地周辺、山地災 害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災 害防止機能が高い森林を設定(別表1のとおり)する。

#### ② 快適環境機能維持増進森林

町民の日常生活に密接な関わりを持つ森林など気象災害を防止する効果や生活環境の保全機能が高い森林を設定(別表1のとおり)する。

#### ③ 保健機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝地に係わる森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林を設定(別表1のとおり)する。

#### イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、これらの森林では、主伐の時期が標準伐期齢のおおむね2倍以上となる長伐期施業を推進し、伐採に伴って発生する裸地の縮小と分散を図ることとする。

なお、保健機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、 風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこ とが必要な場合には、これを推進することとする。特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、 地域独自の景観及び多様な生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定し、伐採に ついては、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。特定広 葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持す るための伐採を行うものとする。天然更新に必要な母樹がない森林など植栽によらなければ 特定広葉樹の立木の生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広 葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の更新を確保する ため、必要に応じ、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。特定広葉樹の生育 に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に、竹の侵入により特定広 葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

その区域については、別表2に定める。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

伐期齢の下限(標準×おおむね2倍)

			樹	種		
区域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
山地災害防						
止/土壌保						
全機能維持						
増進森林、						
快適環境機	64年	72年	56年	72年	16年	32年
能維持増進						
森林、保健						
機能維持増						
進森林						

# 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及 び当該区域における施業の方向

#### (1)区域の設定

木材の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(木材生産機能維持増進機能)として設定(別表1のとおり)する。また、このうち林地生産力及び施業の効率性が特に高い区域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めることとする。

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

#### (2)森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期 及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林 施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率 的な施業が可能な森林の区域」においては、人工林の伐採後は原則植栽による更新を行うこ ととする。

# 3 その他必要な事項

# (1) 施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

# 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

# 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林にあっては、林業事業体や森林組合等による経営の受 委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努める。ま た、特に、不在村森林所有者の森林では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森 林経営委託の推進を図る。

さらに、森林クラウドを含めた森林ICTの積極的な活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

# 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業体の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

# 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約を締結するよう留意する。

# 4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

#### 5 その他必要な事項

# 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

# 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

町内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、町、森林組合等の林業事業体が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業体による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

# 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

# 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にしておく。また、種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にしておく。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておく。

# 4 その他必要な事項

# 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

# 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する 事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準・作業システム・作業路網整備等 とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

(単位 m/ha)

区分	作業システム		路網密度		
	11・未ンヘノム	基幹路網	細部路網	全 体	
緩傾斜地	車両系	25 - 50	GE - 200	100 - 250	
$(0^{\circ} \sim 15^{\circ})$	作業システム	35~50	65~200	100~250	
	車両系		50~160	75~200	
中傾斜地	作業システム	25 <b>~</b> 40	50100	75, 5200	
$(15^{\circ} \sim 30^{\circ})$	架線系	25 - 40	0~35	25~75	
	作業システム		0 -33		
	車両系		45~125	60~150	
急傾斜地	作業システム	15 <b>~</b> 25	40 - 120	00 - 130	
$(30^{\circ} \sim 35^{\circ})$	架線系	10 - 20	0 <b>∼</b> 25	15~50	
	作業システム		0. 525	15 50	
急峻地	架線系	5~15	_	5~15	
$(35^{\circ} \sim)$	作業システム	5 315		5~15	

# 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

# 3 作業路網の整備に関する事項

# (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、 林道規程(昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達)及び鳥取県林業専用道作設指 針(平成23年3月31日第201000207814号)に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整

# イ 基幹路網の整備計画

イ 基幹路網の整備計画 							
開設/拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数 (m 箇所)	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所	備考
開設	自動車道	林道	東郷三朝	600m-1 箇所	62ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	俵原中津	6,100m-1 箇所	549ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	加谷	800m-1 箇所	89ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若杉	400m-1 箇所	241ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	繁岩	400m-1 箇所	422ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	海老谷頭	400m-1 箇所	49ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	恩地	400m-1 箇所	68ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	天谷	400m-1 箇所	164ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	恋谷	400m-1 箇所	61ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	成	500m-1 箇所	101ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	栗尾谷	400m-1 箇所	62ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	仲畑	400m-1 箇所	50ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	本泉	600m-1 箇所	214ha		森林管理道
開設	自動車道	林業専用道	富海福山	2,600m-1 箇所	<del>626</del> 586ha	0	林業専用道
拡張	改良	林道	南三朝	200m-1 箇所	<del>995</del> 1, 063ha		幹線
拡張	改良	林道	小鹿	300m-1 箇所	292ha		その他
拡張	舗装	林道	丹戸	2,200m-1 箇所	83ha		その他
拡張	改良	林道	福吉木地山	200m-1 箇所	428ha	0	その他
拡張	改良	林道	余川	90m-3 箇所	613ha	0	その他
拡張	改良	林道	北栗祖	100m-1 箇所	86ha		その他
拡張	改良	林道	栗祖	100m-1 箇所	52ha		その他
拡張	改良	林道	波関俵原	200m-1 箇所	787ha	0	幹線
拡張	改良	林道	若桜江府	100m-1 箇所	626ha	0	幹線
拡張	改良	林道	本泉	20m-2 箇所	105ha	0	その他
拡張	改良	林道	大杉	20m-2 箇所	113ha	0	その他
拡張	改良	林道	坪谷	20m-2 箇所	24ha		その他
拡張	改良	林道	実光福吉	100m-1 箇所	56ha	0	幹線

# ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、 民有林林道台帳について(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、 管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

# (2) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針(平成 23 年 3 月 31 日第 201000207814 号)及び鳥取県森林作業道作設指針(平成 23 年 3 月 31 日第 201000193342 号)に則り開設することとする。

# イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県林業専用道作設指針(平成23年3月31日第201000207814号)及び鳥取県森林作業道作設指針(平成23年3月31日第201000193342号)等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

# 4 その他必要な事項

# 第8 その他必要な事項

# 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林家の大部分は小規模であり、生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多く、森林施業の共同化等を通じて合理化を進めるとともに、農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、林道・作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図る。

また、鳥取県中部森林組合等林業事業体については、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の効率化に努めるとともに作業班の編成を拡充することにより、体質改善を図り、森林所有者と密着した事業体としての機能を十分に発揮できるよう、各種事業を推進していく。

林業労働者の主たる就労の場である林業事業体の各種受託事業の拡大を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対する技術研修会や林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行う。

また、本町と林業事業体が一体となり、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて、森林・林業の社会的意義や役割・魅力等について積極的に啓発し、林業従事者の養成・確保につなげていく。

# 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の人工林は、適正な施業の遅れから間伐等の実施が必要な人工林が多く残っているが、 林家の経営は零細、かつ林道等の基盤整備が十分でなく、作業現場の機械化の遅れは大きな 課題となっている。

林業就労者の減少と高齢化が進むなか、森林施業の合理化を図るためには、早急な機械化が必要であり、生産性の向上や労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るためには、林地の傾斜等自然的条件や路網の整備、事業量のまとまり等現場の特性に対応できる機械装備の導入を推進していく。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の	種類	現状(参考)	将 来
伐倒		チェンソー	チェンソー
			ハーベスタ
造材		チェンソー	チェンソー
		プロセッサー	プロセッサー
集材	町内一円	林内作業車	林内作業車
		小型集材機	小型集材機
		グラップルソー	グラップルソー
		フォワーダ	フォワーダ
		タワーヤーダ	タワーヤーダ
		自走式搬器	自走式搬器
			スイングヤーダ
   造林・保育等	地拵え・下刈		
地州 水月寸	枝打ち	人力(一部自動枝打機)	リモコン自動枝打機

# 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町の素材の生産・流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから発展しておらず、鳥取県中部森林組合三朝工場を中心とした生産流通・加工となっている。また、三朝工場では、このほかにもチップ加工用材や間伐材の受け入れが行われている。最近では新しい取り組みとして、移動式チッパー機などの導入により木質バイオマス向けの出荷を積極的に行うほか、竹林資源の活用案として竹チップの有効利用が模索されている。

林産物の生産・流通・加工・販売施設

歩乳の種類		現状			計 画		烘	考
施設の種類	位置	規模	番号	位置	規模	番号	備	45
小径木 加工施設	森	980 m²						
チップ工場	森	17,000 m <sup>2</sup>		(亲	所規計画なし)			
ふれあい施設 すぎの館	森	68 m²						

# 3 その他必要な事項

# Ⅲ 森林の保護に関する事項

# 第1 鳥獣害の防止に関する事項

# 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき 森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥 獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について定める。

#### (1)区域の設定

「鳥獣外防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を下表のとおり定める。

		鳥獣害防止森林区域	
対象林班	全域		

#### (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する旨を定めるものとする。なお、ニホンジカの場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する旨を定めることとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める旨を定めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整する旨を定めるものとする。

#### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による 森林のモニタリングの実施等

#### イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

# 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法を定めるとともに、鳥獣害の防止の方法が 実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

# 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

# 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害について的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病害虫等防除法に規定する諸計画等による。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害の未然防止を図ることとする。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、 有識者の意見を聞きつつ、町長の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

# 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害については、近年増加傾向にある。被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等森林生態系への被害も発生している。

こうした被害の防止に向けては、鳥取県ニホンジカ保護管理計画に基づき、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや防除等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努める。

# 3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により 巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害 獣害その他災害の発見等に努める。

# 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当することとし、三朝町 林野等の火入れに関する条例に即し行うものとする。

# 5 その他必要な事項

# IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

# V その他森林の整備のために必要な事項

I~IVのほか、必要に応じて、森林の整備のために必要な事項について記載する。

# 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定める ものとする。

- ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を 実施する上で留意すべき事項
- エ 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
三朝1 (三朝地区)	1~10	572. 08
三朝 2 (三徳地区)	11~35、38	2, 056. 59
三朝3 (小鹿地区)	36、37、39~53	1656. 50
三朝4 (旭地区)	54~123	5, 170. 74
三朝5 (竹田地区)	124~205	7, 075. 71

# 2 生活環境の整備に関する事項

特になし

# 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

林内路網の整備や高性能林業機械の導入を進め、鳥取県中部森林組合製材工場への安定 した原木供給体制を整備し、森林整備の進展による地域振興を目指す。

# 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

# 5 住民参加による森林の整備に関する事項

# (1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、 森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。また、 とっとり共生の森育成支援を積極的に行い、企業等の社会貢献事業の推進を図るとともに、 地元住民の森林への関心や理解を高める。

# (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

水源地としての森林の重要性について理解を深めるため、下流域の住民団体に間伐や枝打ちなどの作業にボランティアとしての参加を働きかける。また、森林の有する水源涵養等の公益的機能の維持・発揮のため、近隣市町村と連携して森林造成・保全を行う。

# (3) その他

特になし

# 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

# 7 その他必要な事項

森林の整備にあたっては生物多様性等環境保全に配慮しつつ、森林の多面的機能を高度 に発揮できる森林経営を目指す。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積(ha)
	1BEF 4ABC 7ACDFI 11CDEFG 13DE 14ABCDE 15ABCDEF 16ABCDEFG	
	17CD 18ABCD 21ABCDE 24G 25ABDEFGHI 26ABCE 27ABCDEFGHI	
	28ABC 29ABCDEFGH 33ABD 34BCDE 35ABCD 36CDFGH 37ABCD 38AB	
	39ABCDE 40ABCDEFGHJ 41ABCDEF 42AB 43ABDE 44BCD 45ABCDFG	
	46ACDEFGH 47ABDEFGHIJKLM 48ABCDEFGHIJKLMNO 49AB 50EFG	
	51ABCDEF 52ABCD 53ABCDEFGHIJKMNOPQ 54ABCDEF 55ABCDFGHIJ	
	56A 57AB 58A 59ABC 60BCDE 61ABD 62AEFG 63CDE 64ABC 65BCD	
	66ABCDEF 67AD 68ABC 69DE 70AB 71ABE 72ABC 73ABCDE 74ABC	
	75ABCDEF 76AB 77ABCD 78ABCD 79ABC 80AB 81ABC 82A 83ABC	
	84ABC 85ABCDEF 86ABCD 87ABC 88AB 89AB 90A 91AB 92ABC	
	93ABC 94AB 95ABDEFGHIJKLM 96HIJKL 97ABC 98C 101BC	
水源涵養機能森林	102ABCDEFGH 103AB 104AB 105BCD 106AB 107ABCDEF 108D	12, 788. 22
	109ABCDEFGH 110CDEF 111BC 112ABC 113ADEFG 114AB 115ABCD	
	116CD 117AB 118AB 119ABCD 120A 121ABC 125A 126A 127A	
	128A 129ABC 130AB 131AB 133BC 134AB 135ABC 136ABC 137ABC	
	138AB 139ABCE 140AB 141AB 142A 143ABCD 144AB 145AB 146AB	
	147AB 148A 149A 150ABCD 151A 152A 153A 154AB 155ABCD	
	156ABCD 157ABC 158B 159BD 160ABCD 162ABCDE 163ABCDE	
	164ABC 165BCDEF 166AB 167ABCDE 168ABCF 169ABCDE 170AB	
	171ABC 172AB 173AB 174A 175ABC 176AB 177ABC 178A 179A	
	180ABCD 181ABCD 182ABCD 183ABCD 184ABC 185ABC 186AB	
	187ABCD 188AB 189AB 190A 191A 195ABC 196A 197A 198ABC	
	199ABCDE 200ABCDE 201ABC 202AB 203AB 204ABC 205ABC	
	1ACDHIJKLM 2ABCDEF 3A 4DE 5ABCDEFGHI 6ABCDEFG 7BEGHJKL	
	8ABCDEFG 9ABCDEFGHIJ 10ABCDE 11ABHIJ 12ABCDEFGHIJ 13ABC	
	16HI 17AB 18C 19AB 20AB 22ABCD 23A 25BCE 26AD 28D 33C	
	34AC 36ABE 38CDE 40CI 42C 43CF 44A 45E 46B 47C 50ABCD	
	53L 55E 56BCD 58A 60A 61CE 62BCD 63AB 64C 65A 67BC 68D	2、121.75
山地災害防止機能森林	69ABC 71CD 72D 74DEF 76B 86B 89B 94C 95C 96ABCDEFG 97A	
	98AB 99AB 100ABCD 101A 103C 105A 107AF 108ABCEFGH 109AG	
	110AB 111A 113ABC 114B 115AD 116AB 119A 120A 122A 123ABCD	
	124ABC 132ABC 133A 134B 136DE 138B 139D 143A 144A 157C	
	158ABC 159BC 161ABCDEFG 164C 168DE 171DE 174A 184C 194A	
	198A 204C	

		1
	〈鳥取県造林公社>以下の林班の鳥取県造林公社に係る部分	
	4A 11F 13F 14ABCD 16G 18B 37BC 38CD 39D 40BD 42B 44C 46G	
	47I 49AB 52BC 53ABD 63E 64A 66CD 73BCD 88B 93BC 100BC	
	102FG 104AB 106A 107CDE 108D 109ABDF 110BD 113G 118A 119ABC	1, 446. 43
	120A 121ABC 122A 123AB 125A 128A 129A 130A 131A 135B 137AB	
	138B 146B 149A 150D 151A 154A 155C 156BC 159A 160AB 163AE	
	165AF 166A 167A 168CEF 170B 172AB 175B 176A 182A 183AB	
	186B 195A 197A 198BC 199AE 200AB 202AB 204BC 205ABC	
生活環境保全機能森林	1G	6. 65
	15BEF 16ABC 23BCDE 24ABCDEFG 29H 30ABCDEFGHI 31ABCDEF	
保健文化機能森林	32ABCDEFGHIJ 33B 41BD 43AC 44ACD 45ACD 46ABH 47BCD 92C	753. 28
	192A 193A 201BC 202A 203A	
	1EGILM 2A 4A 5AEFI 6G 7L 8BC 9A 10D 11ABCJ 12ABDEFHIJ	
	13ABCDE 14ABE 16ABCEGHI 17ABCD 18BC 19AB 20ABCD 21ABCDE	
	22ABCD 24ADG 25ABCDEFGHI 26ABCDE 27ABCEFGHI 28D 29H 32D	
	33B 34ABCDE 35AC 36ABCDEFGH 37B 38ABCDE 39ABCDE	
	40ABCDEFGHIJ 41ABCDEF 42ABC 43ABCDEF 44ABCD 45ABCDEFG	
	46ABCDEFH 47ABCDEFGHIJKLM 48ABCDEFHIJKLMNO 49AB 50ABCDEFG	
	51ABCDEF 52ABCD 53ABCDEFGHIJKLMNOPQ 54E 55DJ 57AB 58A	
	59C 60DE 61ABCDE 62ABCE 65AC 66E 67B 68AD 69BCDE 70B 71BDE	
	72ABD 73ABCDE 74AD 75ABCDEF 76AB 77ABD 78ABCD 79ABC 80AB	
	81ABC 82A 83ABC 84ABC 85ABCDEF 86ABCD 87ABC 88AB 89AB 90A	5, 921. 67
	91AB 92ABC 93A 94C 95ABEGL 102EH 104A 105A 107A 109E	
木材生産機能森林	110BEF 115D 118B 122A 124AC 132A 133A 134AB 135AB 136ABCDE	
	137ABC 139ABCE 140AB 141A 142A 143ABCD 145AB 146AB 147AB	
	148A 149A 150ABD 151A 152A 153A 154AB 155ABCD 156ABC 157ABC	
	159BD 161CDEF 162D 164ABC 165B 166B 167B 168D 169A 170AB	
	171ACE 172AB 174A 175ABC 176AB 177A 178A 180ABCD 181ABCD	
	183AD 184ABC 185ABC 186AB 188A 189A 192A 198B 199ABD 200CD	
	204C 205ABC	
	2010 200100	
	<鳥取県造林公社>以下の林班の鳥取県造林公社に係る部分	
	13F 14AB 16G 18B 38CD 39D 40BD 42B 44C 47I 49AB 52B 52C	
	53ABD 73BCD 88B 129A 135B 137A 146B 149A 150D 154A 155C	345. 29
	156BC 168C 172AB 175B 199A 205ABC	
	_	

	特に効率	12I 16ACE 18C 20D 36G 40HI 41ABCF 42ABC	
	的な施業	47ABCDELM 48ABIJKLMN 49B 50ABCD 55J 69E	
	が可能な	71BDE 72B 73B 78D 79A 81C 82A 83B 85EF	
	森林	102H 127A 129A 132A 134AB 135B 136A 142A	2, 106. 9
		146B 147A 148A 153A 161CEF 167A 169A	
		170B 172B 175AC 180ABCD 181ABCD 184AC	
		185ABC 187D 188B 189A 192A 198AB 199A	
		204C 205C	

【別表 2 】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
		1BEF 4ABC 7ACDFI 11CDEFG 13DE	
		14ABCDE 15ABCDEF 16ABCDEFG	
		17CD 18AB 20CD 21ABCDE 24G 25ABDEFGHI	
		26ABCE 27ABCDEFGHI 28ABC 29ABCDEFGH	
		33ABD 34BCDE 35ABCD 36CDFGH 37ABCD	
		38AB 39ABCDE 40ABCDEFGHJ 41ABCDEF	
		42AB 43ABDE 44BCD 45ABCDFG	
		46ACDEFGH 47ABDEFGHIJKLM	
		48ABCDEFGHIJKLMNO 49AB 50EFG	
		51ABCDEF 52ABCD 53ABCDEFGHIJKMNOPQ	
		54ABCDEF 55ABCDFGHIJ 56A 57AB 58A	
		59ABC 60BCDE 61ABD 62AEFG 63CDE 64ABC	
		65BCD 66ABCDEF 67AD 68ABC 69DE 70AB	
		71ABE 72ABC 73ABCDE 74ABC	
		75ABCDEF 76AB 77ABCD 78ABCD 79ABC	
		80AB 81ABC 82A 83ABC 84ABC 85ABCDEF	
		86ABCD 87ABC 88AB 89AB 90A 91AB 92ABC	
		93ABC 94AB 95ABDEFGHIJKLM 96HIJKL	
水源涵養機能森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10以上)	97ABC 98C 101BC 102ABCDEFGH 103AB	12, 258. 05
八你倒食饭 化林州		104AB 105BCD 106AB 107ABCDEF 108D	
		109ABCDEFGH 110CEF 111BC 112ABC	
		113ADEFG 114AB 115ABCD	
		116CD 117AB 118AB 119ABCD 120A 121ABC	
		125A 126A 127A 128A 129ABC 130AB 131AB	
		133BC 134AB 135ABC 136ABC 137ABC	
		138AB 139ABCE 140AB 141AB 142A	
		143ABCD 144AB 145AB 146AB	
		147AB 148A 149A 150ABCD 151A 152A 153A	
		154AB 155ABCD 156ABCD 157ABC 158B	
		159BD 160ABCD 162ABCDE 163ABCDE	
		164ABC 165BCDEF 166AB 167ABCDE	
		168ABCF 169ABCDE 170AB	
		171ABC 172AB 173AB 174A 175ABC 176AB	
		177ABC 178A 179A 180ABCD 181ABCD	
		182ABCD 183ABCD 184ABC 185ABC 186AB	
		187ABCD 188AB 189AB 190A 191A 195ABC	
		196A 197A 198ABC 199ABCDE 200ABCDE	
		201ABC 202AB 203AB 204ABC 205ABC	

	I			<u> </u>
			1ACDGHIJKLM 2ABCDEF 3A 4DE	
			5ABCDEFGHI 6ABCDEFG 7BEGHJKL	
			8ABCDEFG 9ABCDEFGIJ 10ABCDE 11ABHIJ	
			12ABCDEFGHIJ 13ABC 16HI 17AB 18C	
			19AB 20AB 22ABCD 23A 25C 26D 28D	
			33C 34A 36ABE 38CDE 40I 41BD 42C 43CF	
			44A 45E 46B 50ABCD 53L 55E 56BCD	1 000 50
			60A 61CE 62BCD 63AB 65A 67BC 68D	1, 926. 59
			69ABC 71CD 72D 74DEF 94C 95C	
			96ABCDEFG 98AB 99AB 100ABCD 101A	
			105A 108ABCEFGH 110AB 111A 113BC	
			116AB 122A 123ABCD 124ABC 132ABC	
			133A 136DE 139D 158AC 161ABCDEFG	
	長伐期	施業を推進すべき森林	168DE 171DE 194A	
	(標準伐期齢×おおむね2以 上)		<鳥取県造林公社> 以下の林班の鳥	
			取県造林公社に係る部分	
			4A 11F 13F 14ABCD 16G 18B 37BC 38CD 39D	
			40BD 42B 44C 46G47I 49AB 52BC 53ABD	
			63E 64A 66CD 73BCD 88B 93BC 100BC	
山地災害防止機能森林			102FG 104AB 106A 107CDE 108D 109ABDF	
生活環境保全機能森林			110BD 113G 118A 119ABC	1, 446. 43
保健文化機能森林			120A 121ABC 122A 123AB 125A 128A 129A	
			130A 131A 135B 137AB138B 146B 149A	
			150D 151A 154A 155C 156BC 159A 160AB	
			163AE165AF 166A 167A 168CEF 170B	
			172AB 175B 176A 182A 183AB	
			186B 195A 197A 198BC 199AE 200AB 202AB	
			204BC 205ABC	
		複層林施業を推進す		
		べき森林(択伐を除		
		<)		
	複層		1KLM 2A 4E 5CEGHI 6CDEFG 7J 8AEFG 9CHJ	
	林施		10ABCD 15BEF 16ABC 17AB 19A 20AB 22C	
	業を		23BCDE 24ABCDEFG 25BCE 26AD 28D 29H	
	推進		30ABCDEFGHI 31ABCDEF 32ABCDEFGHIJ	
	すべ	   択伐による複層林施	33BC 34AC 38CE 40C 43ACF 44ACD 45ACD	
	き森	業を推進すべき森林	46ABH 47BCD 50D 53L 56CD 58A 60A 64C	968. 95
	林		65A 72D 76B 86B 89B 92C 94C 95C 96BF	
			97A 99B 100D 103C 107AF 109AG 110AB	
			111A 113A 114B 115AD 116A 119A 120A	
			122A 123AC 132C 134B 136D 138B 139D	
			122N 120NO 1020 10TD 100D 100D 109D	

	143A 144A 157C 158B 159B 161AG 164C 168D 171E 174A 184C 192A 193A 198A 201BC 202A 203A 204C
禁 伐	
特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林	*